

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 高圧ガス保安法に基づく製造保安責任者試験の実施に要する費用の現状に鑑み、製造保安責任者試験の受験手数料の額を引き上げること。
(別表第二関係)

第二 この政令は、令和四年六月三十日から施行すること。

(附則関係)